

令和6年度鳥取市ふるさと納税協賛事業者募集要項

1. 目的

鳥取市のふるさと納税の推進と地元物産の振興を図ることを目的に、ふるさと納税により寄附をされた方に進呈する地元特産品等のお礼の品（以下「返礼品」という。）を提供していただける者（以下「協賛事業者」という。）を募集する。

2. 事業の概要

事業の基本的な流れは以下のとおり。

①②寄附者から鳥取市に対する寄附・返礼品の申込

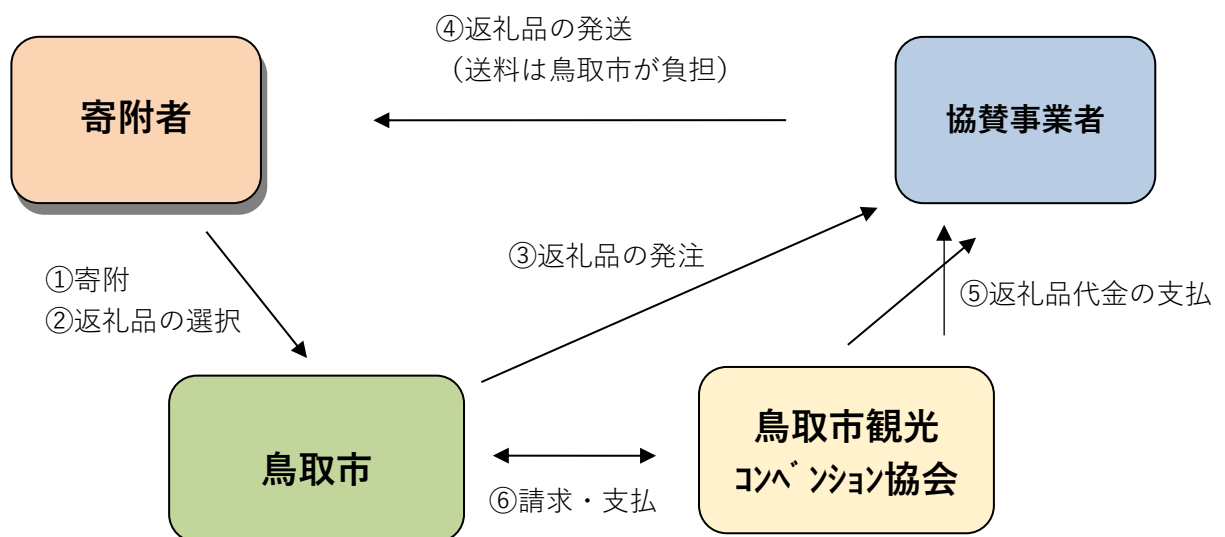
※申込方法は、インターネット（ふるさと納税ポータルサイト）、郵送又はFAX

③鳥取市から協賛事業者へ返礼品発注

④協賛事業者から寄附者に返礼品発送

⑤協賛事業者と鳥取市観光コンベンション協会において、返礼品代金の支払手続き

⑥鳥取市観光コンベンション協会と鳥取市において、返礼品代金請求及び支払手続き



3. 協賛事業者について

(1) 協賛事業者の要件

協賛事業者は以下の①から④をすべて満たすものとする。

①次のアからオすべてに該当することを要件としている。

ア 鳥取市内に事業所本社（本店）、支社（支店）、工場のいずれかを有する法人、団体、又は個人事業主であること。ただし、総務省が定めるふるさと納税の返礼品に係る地場産品基準（平成31年4月1日付総務省告示第179号第5条）に該当する自社製品を取り扱う事業者等についてはこの限りでない。

イ インターネット上で販売できる返礼品を取り扱う事業者

ウ インターネット上で返礼品の受注、発送手続き等ができる事業者

エ 寄附者に対し、責任を持った対応が迅速かつ的確にできる事業者

②市税の滞納がない者であること。

- ③各種法令規則等に沿った生産及び製造、販売またはサービスの提供を行っていること。
 - ④代表者等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律及び鳥取市暴力団排除条例に規定する暴力団の構成員でないこと。
- ※ただし、上記の要件に適合しても、鳥取市が協賛事業者として適当でないと認めた場合や、返礼品として適当でないと認めた場合は、参加をお断りする場合があります。

(2) 協賛事業者の責務

協賛事業者は次の事項について責任を持って履行しなければならない。

①返礼品の発送およびその対応等

- ・返礼品の発送は、協賛事業者が行うものとし、鳥取市が発送を指示した日から原則2週間以内に行うこと。
- ・返礼品の内容の変更、生産・提供の中止・終了をする場合は、所定の様式で速やかにメールまたはFAXで市に報告すること。
- ・返礼品の発送遅延や提供できない恐れがあるなど問題が発生した場合は、速やかにメールまたはFAXで鳥取市へ報告すること。
- ・返礼品の品質に関して、寄附者より問い合わせや苦情などが寄せられた場合は、協賛事業者において責任をもって対応し、内容についてメールまたはFAXで鳥取市へ報告すること。
- ・食品返礼品を提供する場合は、産地名を適正に表示すること。
- ・鳥取市が必要と認める実地調査・確認等の要請を行った場合は、調査に応じること。
- ・地場産品基準等において遵守すべき事項が記載された書類の整備・保存をすること。
- ・食品返礼品の産地名の不適切な表示を行った場合、鳥取市は取引中止等の対応をとるものとする。これによって発生した違約金、損害賠償に係る費用は事業者の負担とする。

②個人情報の保護

- ・協賛事業者は、鳥取市から提供された寄附者の個人情報を、個人情報保護法及び鳥取市個人情報保護条例に基づいて、適切に取り扱わなければならない。
- ・寄附者の個人情報は、返礼品の送付以外の目的に使用してはならない。

4. 返礼品について

(1) 返礼品の要件

総務省が定めるふるさと納税の返礼品に係る地場産品基準（平成31年4月1日付総務省告示第179号第5条）に該当するものであって次の①～⑤の要件をすべて満たすもの。

① 次のアからサのいずれかを満たすもの

- ア 鳥取市内で生産されたもの
- イ 鳥取市内で原材料の主要な部分（重量や付加価値が半分以上）が生産されたもの
- ウ 鳥取市内で製造・加工の主要な工程がなされたもの
- エ 鳥取市内で生産されたもので、流通構造上、近隣の他市町村で生産されたものと混在することが避けられないもの。例）JAが集約するお米
- オ 鳥取市のキャラクターグッズ、オリジナルグッズなどその特徴から鳥取市独自の返礼品とわかるもの。例）鳥取市マスコットキャラクター「SUGO! うさぎ イーくん」グッズ
- カ ア～オに該当する品物（主）と当該品物と関連性を持った品物（副）とを組み合わせ

提供するもの。例) 市内産そば+市外産そばつゆ

キ 鳥取市内で提供されるサービス ※宿泊・体験チケットを含む

ク 鳥取県産梨(二十世紀、王秋、なつひめ、新甘泉、秋甘泉、秋栄、新興)

ケ 鳥取和牛

コ 鳥取県内で水揚げされたズワイガニ(松葉ガニ、親ガニ)、ベニズワイガニ

サ 鳥取県産の米(コシヒカリ、ひとめぼれ、きぬむすめ、星空舞、プリンセスかおり)

及び当該県産米の米飯

②鳥取市の地域産業の振興につながるもの又はPRに繋がる返礼品等であること。

③安定的な供給と品質の管理が可能なもの

④食品衛生法、食品表示法、商標法、著作権法、不正競争防止法等の関係法令を遵守し、違反していないもの

⑤鳥取市内で提供されるサービス(宿泊、食事等)について、期間限定のものを除き、原則として、有効期限が発行日から1年間以上あること。

(2) 寄附金額の設定について

寄附金額は、5,000円以上(千円単位)かつ提供価格の3割以下にて鳥取市が設定する。

(3) 費用負担について

- ・鳥取市は提供価格に82%を乗じた額を負担し、協賛事業者は提供価格の18%を乗じた額を出品に係る必要経費として負担する。ただし、社会福祉法等の公益性の高い事業者及び市が実施する事業等で鳥取市が認めたものは必要経費を免除し、鳥取市が提供価格の全額を負担する。
- ・送料は、原則として鳥取市が全額負担する。(詳細は(5)に記載)
- ・寄附者からの返礼品の品質等のクレームにより返礼品の回収及び再発送を行った場合の費用は、協賛事業者の負担とする。ただし、配送業者の瑕疵による場合はこの限りではない。
- ・代替品等による補償、交換その他苦情対応に要する経費については、鳥取市は負担しない。

(4) その他諸条件について

- ・提供価格が1,500円以上(税込)のもの
- ・提供価格は、商品代、梱包代、必要経費(提供価格の18%)、消費税等を含むもの(送料別)とする。
- ・返礼品は、単品に限らず複数の商品を詰め合わせたものでも良い。また、通年扱えるものに限らず、数量限定又は期間限定で提供されるものでも良い。
- ・1事業者が提供できる返礼品の数は、**原則15品を上限**とする。ただし、返礼品の出荷実績に応じ、15品を超える分の可否は、個別に協議する。

(5) 掲載について

①インターネット媒体

返礼品は、鳥取市のふるさと納税サイト「鳥取市ふるさと納税スペシャルサイト」(以下鳥取市ふるさと納税サイトという。)及び鳥取市が提携するふるさと納税専門サイト(以下外部ポータルサイトという。)に掲載する。返礼品の内容、在庫数量、受注状況等によっては、一部のサ

イトのみの掲載とする。

②パンフレット

協賛事業者1者あたり3品を上限とし、希望する場合に鳥取市が作成するふるさと納税パンフレットへ掲載する。なお、送る時期が限定されるものについては、選択する時期が限られるため、2品を上限に追加することができることとする。

(6) 発送について

①配送業者および配送方法について

配送業者および配送方法は、鳥取市が指定する業者および方法とする。ただし、鳥取市がやむを得ないと認めるときは、鳥取市が指定する業者および方法以外の手段で発送することができる。この場合において、寄附をされた方に対する発送の連絡等は、直接、協賛事業者が行わなければならない。また、金券に類するもの等の信書便で配送すべき返礼品は、特定記録郵便等配送した記録が残るものを利用しなければならない。

②送料について

送料は、全額を鳥取市が負担する。ただし、鳥取市が指定する業者及び方法以外の手段で配送するときは、その送料の82%を鳥取市が負担する。また、金券に類するもの等の信書便で配送する返礼品については、鳥取市が全額負担する。

③市負担額の請求について

鳥取市が指定する業者及び方法以外の手段で発送した場合、信書便で配送した場合は、寄附者の指定する場所に返礼品が到着した後に、送料を市に請求する。請求にあたっては、請求書および配送伝票の写しなど配送を証する書類を添付して提出する。

(7) 返礼品代金の支払

返礼品代金の支払は、鳥取市が業務委託する「一般社団法人鳥取市観光コンベンション協会」が行う。返礼品の発送をもって精算の対象とし、返礼品の売上高を発送月の月末締めで確定、売上代金から必要経費（売上高の18%及び売上代金を口座へ振り込むための振込手数料相当の事務手数料をいう。以下同じ。）を差し引いたうえで、翌月26日に指定の口座へ振り込む。

5. 協賛事業者の特典等

- ・鳥取市ふるさと納税サイト、外部ポータルサイトおよびふるさと納税パンフレットに、提供する返礼品を掲載することにより、事業者名及び商品のPR効果が見込める。

外部ポータルサイト：ふるさとチョイス、ふるなび、楽天ふるさと納税、さとふる、

ふるさとプレミアム、ANAのふるさと納税、JRE MALL、ふるぼ

- ・返礼品の発送にあたって、自社の商品カタログ、チラシ等を同梱して発送することにより、自社商品等のPRを行うことができる。なお、年賀状等の返礼品発送の際の同梱以外の方法により個別にPRを行うことは、厳禁とする。

6. 申込方法・申込先

(1) 申込方法

以下の必要書類を提出してください。

①鳥取市ふるさと納税返礼品協賛事業者登録申請書 兼 変更届（要押印）

②鳥取市ふるさと納税返礼品提供申込書

※返礼品として表示する商品の名称は、鳥取市ふるさと納税返礼品提供申込書に記載の返礼品の名称に基づき、鳥取市が付与する。

③返礼品の画像データ

※画像データについては、第三者の著作権、肖像権等の権利を侵害することのないよう、使用について第三者の承諾が必要なものは、承諾を得たうえで提供すること。

④食品表示ラベルの画像データ（登録する返礼品が加工食品の場合）

⑤営業許可・販売許可が必要な返礼品の場合、その許可証の写し

(2) 提出先

鳥取市役所 資産活用推進課 ふるさと納税係

〒680-8571 鳥取市幸町7 1 番地

TEL：0857-30-8137 FAX：0857-20-3948

Email：tottoricity-furusato@city.tottori.lg.jp

(3) 募集期間

随時募集をする。

ただし、年度当初からのインターネット媒体への掲載及びふるさと納税パンフレットへの掲載については、原則、令和6年2月22日（木）までに申し込みをしたものに限る。

7. 協賛事業者・返礼品の決定

- ・協賛事業者及び返礼品の登録認定は、鳥取市が行い、その結果を当該申込者に連絡する。
- ・登録認定後、鳥取市と協賛事業で、ふるさと納税への返礼品に係る覚書（以下、「覚書」という。）を締結する。

8. 協賛事業者の認定の取り消し等

以下のいずれかに該当した場合は、協賛事業者の認定の取消や返礼品の掲載の取り止め等、鳥取市が行う一切の措置について異議申し立てを行わない。この場合において、損害が生じても、市は一切その責めを負わないものとする。

- ・申込内容に虚偽があった場合
- ・本要項に定める協賛事業者および返礼品の要件を満たさなくなった場合
- ・本要項に定める協賛事業者の責務を怠った場合
- ・鳥取市および寄附者へ損害を与える行為を行った場合
- ・その他、寄附者からの苦情が著しいなど返礼品として相応しくないと鳥取市が判断した場合

9. 協賛事業者の内容変更・返礼品の内容変更または提供中止

- ・協賛事業者の登録内容を変更する場合は、「鳥取市ふるさと納税協賛事業者登録申請書兼変更届」を提出すること。
- ・既に認定済みの返礼品について、返礼品内訳、提供価格等の内容に変更または提供中止を行う場合は、原則、変更（中止）する日から2週間前までに、「鳥取市ふるさと納税返礼品内容変更（中止）届」を提出すること。

※この要項は、総務省通達等により予告なく変更となる場合があります。